

会員規約（1）

（定義）第1条

本規約によって定める条項は「D-FIT」として運営する全ての事業に関して適用されるものとします。

（目的）第2条

D-FITは、運動を通じて会員の健康維持増進・会員相互の親睦を図ります。

（運営）第3条

D-FITの運営・管理は、代表者である原田があたります。

（会員制度）第4条

D-FITが運営するレッスンへのご参加は、申込書を記入し、ご提出する必要があります。また会員となるには、入会金が必要です。

（入会資格）第5条

次のいずれかに該当する方は、入会できません。

1. 本規約及び諸規則を遵守できない者
2. 刺青をしている者
3. 暴力団関係者
4. 医師などにより運動を禁止されている者
5. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
6. 代表が会員としてふさわしくないと判断した者

（本規約の遵守）第6条

会員、非会員は、本規約を遵守しなければなりません。

（入場の禁止及び退場）第7条

D-FITは、以下の項目に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

1. 本規約及び諸規則を遵守できない者
2. 刺青のある者
3. 暴力団関係者と判断した者
4. 医師などにより運動を禁止されている者
5. 飲酒などにより、正常な行動がとれないと判断した者
6. D-FITが、会員としてふさわしくないと判断した者

（退会）第8条

会員が自己都合で退会する場合は、その旨D-FITへお申し出ください。

長期休会の場合、その旨お申し出ください。

（諸手続き）第9条

会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

会員規約（2）

（除名）第10条

1. D-FITは、第6条に違反した者を除名できます。
2. 会員としてふさわしくない言動があったと判断した場合
3. D-FITに著しい損害、損失を与えた場合

（資格喪失）第11条

会員は次の場合にその資格を喪失します。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

（参加料）第12条

レッスンへ参加する場合は、D-FITが定める参加料を現金で支払わなければなりません。また、一度お支払い頂いた参加料は、如何なる理由でも返金致しません。

（参加料の改定等）第13条

D-FITは、参加料金等の改定を行う事ができます。
尚、改定する場合は事前に会員に告知するものとします。

（休業）第14条

D-FITは、次の理由により休業することがあります。

1. 気象、災害などにより、会員にその災害が及ぶと判断した場合
2. 指導者が伝染病などに罹患した場合
3. その他、やむを得ない事情が発生した場合

（賠償責任）第15条

D-FITで発生した紛失、盗難、傷害、その他事故について、それがD-FITの責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

また、ジムの備品などを故意に破損などさせた場合は、実費を請求致します。

（本規約、諸規則の改定）第16条

D-FITは、本規約、諸規則など運営管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は全ての方に適用されます。

（個人情報の取り扱い）第17条

会員の個人情報は、D-FITの運営管理に関する事以外には利用いたしません。

また、ご本人の許可なく第三者に提供することはありません。

但し、下記に該当する場合はその限りではありません。

1. 人の生命、財産の保護のために必要な場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合
2. 法令に基づき提供を求められた場合